# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

#### (個別項目)

# ①企業間の連携

・持続可能な社会の実現に向け、取引先にサステナブルなサプライチェーン方針の周知・啓発を 図り、ともに持続可能なサプライチェーンを構築します。

#### ②グリーン化の取組

・上記①に加えて、取引先と協働して、脱炭素化に資する持続可能な新エネルギーの利活用及び 普及・促進に取組みます。

#### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。また、下請事業者に対する支払サイトを 60 日以内とします。

#### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

# ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

	2025年8月13日			
東急バス株式会社	代表取締役社長	古川	卓	

# 「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

# 1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

#### (個別項目)

具体的には、当社では、従業員一人ひとりを貴重な財産と考え、賃金の引き上げや働き 方の見直し等を通じて、多様な人財が活躍できる環境整備を進めています。特に賃金の引 上げをはじめとする処遇改善等の人財投資については、労使間で知恵を出し合い、真摯な 議論を通じて積極的な取り組みを続けています。また、教育訓練等については、定期研修 や階層別研修の他、個人の能力向上に資する自己啓発支援を行うなど、従業員の成長が会 社の成長に直結するものと捉え、人財の支援に取り組んでいます。

#### |2. 取引先への配慮|

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。 なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホル ダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

[https://www.biz-partnership.jp/declaration/109802-08-00-tokyo.pdf]

# 3. その他のステークホルダーに関する取組

東急バスでは、コーポレートスローガン「ココロをのせて、明日へ。」のもと、従業員の価値観・行動指針を示した「東急バス WAY」を定めています。「東急バス WAY」はお客さま、地域の方々をはじめ、従業員やその家族など、すべてのステークホルダーの幸せの実現を基本としたものです。

当社は先進的な取組や上質なサービスを提供するだけでなく、ステークホルダーとの双 方向コミュニケーションによる相互理解を深めることで、その改善やさらなる進化につな げてまいります。また、頂戴したご意見などについては会議体等で共有し社内の意思疎通 を図るとともに、経営、企業活動などに反映させることで、社会から求められる責任を果 たしてまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年9月5日